

(埼玉県医師会が確認者である産業医委嘱契約書を交わしている)

産業医傷害保険制度のご案内

(傷害総合保険)



保険契約者	一般社団法人埼玉県医師会
加入対象者	産業医委嘱契約書により産業医と 委嘱契約を締結された事業場
保険期間	平成28年1月1日午後4時から 平成29年1月1日午後4時までの1年間
申込締切日	平成27年12月18日(金)
お支払方法	同封の振込用紙でのお振込(一括払)

1. 産業医傷害保険制度の目的について

各事業場が産業医と委嘱契約を締結する際に取り交わす「産業医委嘱契約書」では、産業医が職務遂行中に受けた傷害事故について事業場が補償することが明記されています。

この事業場側の補償に伴う負担を軽減して、災害補償が確実かつ円滑に行われるよう、平成10年1月より契約者を一般社団法人埼玉県医師会とする『産業医傷害保険制度（傷害総合保険）』が発足いたしました。

したがって、この保険は各事業場と産業医の委嘱契約を締結している医師が被保険者となります。

2. 保険金が支払われる場合

産業医が自宅を出て事業場で産業医として業務に従事し、自宅に帰るまでの間に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

①死亡保険金

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガがもとで事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

②後遺障害保険金

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガがもとで事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

③入院保険金

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、入院1日につき入院保険金日額をお支払いします（1,000日限度）。

④手術保険金

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。

①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として
列挙されている手術

②先進医療に該当する手術

⑤通院保険金

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガについて医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院（往診を含みます。）の日数に対して、90日を限度として通院1日につきご契約された通院保険金日額をお支払いします。

- 死亡保険金、後遺障害保険金は合計して保険期間を通じて加入者証記載の保険金額が限度となります。

当制度の補償内容は以下のとおりです。保険金のお支払方法など重要な事項は、「このあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

支払われる保険金の種類	保 険 金 額
死亡・後遺障害保険金額	7,600万円
入院保険金(日額)	30,000円
通院保険金(日額)	20,000円
手術保険金	入院中の手術:30万円・外来の手術:15万円

3. 保険金が支払われない主な場合

- 保険契約者・被保険者・保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による事故
- 自殺行為、犯罪行為・闘争行為による事故
- 無資格運転・酒気を帯びた状態での運転または麻酔等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故
- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 疾病・脳疾患・心神喪失などによる事故
- 戦争・暴動などによる事故(テロ行為を除きます。)
- 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないものなど

4. 保険料

当制度のプランは年間活動予定日数に応じた、4プランとなります。年払保険料は以下のとおりです。年間活動予定日数90日を越えるものについては、本保険の対象とはなりませんので、別途お問い合わせください。

保険期間1年間 職種級別A級 就業中のみの危険補償特約セット

団体割引10% 年払

1事業場あたり1産業医につき

年間活動予定日数15日以内	8,960円
年間活動予定日数30日以内	15,860円
年間活動予定日数60日以内	21,800円
年間活動予定日数90日以内	27,940円

- * 活動予定日が90日を超えるものについては、本保険の対象とはなりませんので、別途お問い合わせください。
- * 1産業医1口までとし、加入時の被保険者(産業医)の人数でご加入いただきます。
- * 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。
- 次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

5. 保険期間

平成 28年 1月 1日 午後4時から 平成 29年 1月 1日 午後4時までの1年間

6. 募集要項

- | | |
|--------------|--|
| (1) 保険契約者 | 一般社団法人埼玉県医師会 |
| (2) 加入対象者の範囲 | 産業医委嘱契約書により産業医と委嘱契約を締結された事業場 |
| (3) 被保険者の範囲 | 各事業場と委嘱契約を締結された産業医
(埼玉県医師会会員さまにかぎりませす。) |
| (4) 加入申込方法 | 同封の加入依頼書に必要事項をご記入、ご捺印のうえ埼玉県医師会宛にご返送ください。 |
| (5) 保険料の支払方法 | 同封の振込用紙で、保険料のお振込をお願いします。
(一括払) |

※お振込先

埼玉りそな銀行	さいたま営業部	普通	3632972	(社)埼玉県医師会
---------	---------	----	---------	-----------

(6) 加入締切日

締切日(必着・着金日)平成 27年 12月18日(金) <担当:医事・学術課>

※後日、加入者(事業場)宛に加入者証を送付させていただきます。

7. 中途加入について

- (1) 中途からのご加入につきましても随時受け付けております。
- (2) 毎月20日締切(加入依頼書必着・保険料着金)で、翌月1日から平成29年1月1日午後4時までのご加入となります。
- (3) 中途加入の場合でも、産業医としての年間活動日数に応じた年間保険料となります。

8. 中途解約について

- (1) 中途脱退につきましても随時受け付けております。
- ※なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはございません。

9. 中途変更について

- (1) 中途での産業医さま交替につきましても随時受け付けております。
- ※ご加入窓口の埼玉県医師会医事・学術課までご連絡ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際には、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み：この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

■保険契約者：一般社団法人埼玉県医師会

■保険期間：平成28年1月1日午後4時から1年間となります。

* 保険期間の途中でご加入する場合は毎月受付しております。
中途加入の場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は翌月1日
(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から平成29年1月1日午後4時までとなります。

■申込締切日：平成27年12月18日(金) * 中途加入の場合は毎月20日締切

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：
引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しております
ので、ご確認ください。

- 加入対象者：産業医委嘱契約書により産業医と委嘱契約を締結された事業場
- 被保険者：各事業場と委嘱契約を締結された産業医(埼玉県医師会会員)
- お支払方法：平成27年12月18日(金)までに添付の振込用紙にて、保険料のお振込をお願いします。(一括払)

●お手続き方法：添付の加入依頼書に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、ご加入窓口の埼玉県医師会にご返送ください。

・ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

ご継続に際しましては、配布した加入依頼書をご使用いただき、継続手続きをしてください。
ご加入に際しての内容は埼玉メディカルまでお問い合わせください。

- 中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の埼玉県医師会医事・学術課までご連絡ください。
脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはございませんのであらかじめご了承ください。

- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。
次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんのでご了承ください。

- 満期返れい金・契約者配当金 :
この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

被保険者が、日本国内または国外において、業務に従事中(その職業または職務に従事している間(通勤途上を含みます。))に、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。))によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。
(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償）	死亡保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	
	後遺障害保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	
	入院保険金 事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額 × 入院日数(1,000日限度)	
	手術保険金 事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1) ②先進医療に該当する手術^(※2) ＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) ＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍) (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^(※1)を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頭(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習)を含みます。)の間の事故
	通院保険金 事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額 × 通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度) (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものとなります。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	など

(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

用語のご説明

用語	用語の定義
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を行います。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 - 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
- （※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- ＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
- ★被保険者の職業または職務
 - ★他の保険契約等（※）の加入状況
- （※）「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- * 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- * 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業を就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務（通知義務）があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- この保険では、下記記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞

被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。

お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

＜重大事由による解除等＞

●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の平成28年1月1日午後4時に始まります。

* 中途加入の場合は、加入依頼書および保険料が毎月20日までに埼玉県医師会に到着したものは、翌月1日から保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。

事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、質借借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。

詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。

なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。

（注）ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いすべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削除されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

（1）保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

（2）保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割（注）までが補償されます。

（注）保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については追加で引き下げとなる場合があります。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に、提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。

詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<http://www.sjnk.cp.jp/>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向にそっていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。
お手順ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご意向にそった内容となっていることをご確認ください。

- ☐ 補償の内容（保険金の種類や保険金をお支払いする場合）
- ☐ 保険金額（ご契約金額）
- ☐ 保険期間（保険のご契約期間）
- ☐ 保険料・お支払方法（保険料払込方法）・満期返れい金・契約者配当金の有無

2. ご加入いただく内容に誤りがないかどうかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されていることをご確認ください。）。

- ☐ 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されていることをご確認いただきましたか。
- ☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

- 取扱い代理店 有限会社埼玉メディカル 担当：唐木、中谷、佐野
〒330-0062 さいたま市浦和区仲町3-5-1
TEL 048-823-9230 : FAX 048-822-8515
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)
- 引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 埼玉中央支店 法人第二支社
担当：徳永、林
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-11-5
TEL 048-648-6346 : FAX 048-645-2320
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)
- 指定紛争解決機関
損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
【ダイヤル】 0570-022808<通話料有料>IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）
- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120-727-110 （受付時間：24時間365日）

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。